

学校給食費について

1 「学校給食申込書」の提出と「口座振替」の手続きについて

保護者の皆さまには、「学校給食申込書」の提出と「口座振替」の手続きをしていただく必要があります（※兄弟姉妹がいる場合は、お子さま1人ずつ手続きが必要です。）ので、下記の手順で手続きしていただきますよう、お願いします。

（1）学校給食申込書（小学部・中学部・高等部）

学校給食の申込みについて確認するため、学校給食申込書をご提出ください。

提出書類と一緒に配付する『学校給食申込書等の提出のお願い』を参考にご記入ください。

- 一度手続きを行えば、各務原市立の学校を卒業するまで有効となります。ただし、申込内容に変更がある場合には、変更届等の提出が必要です。（※3ページ『3 各種提出書類について』を参照）

（2）口座振替依頼書（中学部・高等部）

口座振替により市へ給食費を納付いただくため、金融機関窓口で口座振替の手続きをお願いします。

『学校給食申込書等の提出のお願い』及び口座振替依頼書の表紙裏面『口座振替依頼書記入例』を参考にご記入ください。（複写式のため、切り離さずにご記入ください。）

金融機関窓口での手続き後、金融機関から返却される「口座振替依頼書（学校への提出用）」を学校へご提出ください。

【口座振替ができる金融機関】

大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	東濃信用金庫
関信用金庫	いちい信用金庫	岐阜商工信用組合	東海労働金庫	ぎふ農業協同組合

- 上記金融機関の中から振替口座をご指定いただけます。
- 口座手続きされた月の2か月後の納付期限分から適用されます。（※それまでは、市が発行する納付書で納付してください。）
- 一度手続きを行えば、各務原市立の学校を卒業するまで継続します。（※途中で口座を変更することも可能です。）
- 口座振替に係る手数料は各務原市が負担します。保護者様の負担はありません。
- 学校給食費（以下「給食費」）と学校徴収金（教材費等）とは別の手続きとなりますが、学校徴収金と同じ口座を登録することも可能です。
※手続きはそれぞれ必要です。

2 給食費について

(1) 小学部の給食費

小学部については、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」により、月額为学校給食費（食材調達に要する費用）5,500円のうち、全額を公費により支援しますので、保護者負担はありません。

(2) 中学部・高等部の給食費

中学部・高等部については、「年額＝1食あたりの給食費（※）×年間給食実施日数」を納付いただきます。納付期限と納付額については以下のとおりです。

（※）1食あたりの学校給食費（食材調達に要する費用）342円のうち、43円を公費により支援しますので、保護者の方には、差額分となる299円を納付いただきます。

期 別	納付期限（口座振替日）	中学校の納付額
第 1 期	5月末日	10,800 円
第 2 期	6月末日	5,400 円
第 3 期	7月末日	5,400 円
第 4 期	9月末日	5,400 円
第 5 期	10月末日	5,400 円
第 6 期	11月末日	5,400 円
第 7 期	12月25日	5,400 円
第 8 期	1月末日	5,400 円
第 9 期	2月末日	5,400 円
第10期	3月末日	年額から第1期～第9期の合計額を引いた額

- 納付期限及び納付額については、転入月の翌月に通知します。ただし、第10期の納付額は3月中旬頃に通知します。
- 第1期（5月末日納付期限分）については、4月に納付期限がないため、2回分の金額となります。
- 第10期（3月末日納付期限分）は、年間給食実施日数によって調整します。
- 納付期限が土日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。
- 学校に直接支払うことはできません。
- 牛乳を飲まない場合又は牛乳だけ飲む場合は、その年度の牛乳の単価に応じて、あらかじめ1期あたりの納付額を調整します。

3 各種提出書類について

以下の事由に該当する場合には、必要となる書類を学校へ提出してください。

※市立学校とは各務原市立の学校

事 由	提 出 書 類	提出期限 ※休日等を除いた日数
市立学校への入学 市立学校以外から市立学校への転校	・学校給食申込書（様式第1号） ・口座振替依頼書（学校への提出用） ※口座振替は金融機関窓口で事前に手続きが必要	給食提供開始7日前
市立学校から市立学校以外への転校	・学校給食申込変更・終了届（様式第2号）	給食提供終了7日前
市立学校間での転校 児童生徒名の変更 児童生徒及び保護者の住所の変更 学校給食の申込区分の変更	・学校給食申込変更・終了届（様式第2号）	変更日7日前
保護者等（納付義務者）の変更	・学校給食申込書（様式第1号） ・口座振替依頼書（学校への提出用） ※口座振替は金融機関窓口で事前に手続きが必要	変更希望月の前月末
給食実施日において、連続5日以上（休日等を除く）の欠食	・学校給食欠食届（様式第3号） ※提出後に欠食終了日が変更となる場合は再度提出	欠食（給食停止）初日の3日前 （遅くとも2日前）
食物アレルギー等による欠食	・学校給食における食物アレルギー等対応申請書等	随時

- 提出期限に間に合わない場合は、学校へ連絡するとともに、後日、速やかに提出してください。
- 市立学校から市立学校以外への転校における給食の停止は、「学校給食申込変更・終了届」を学校が受理した日の2日後（休日等を除く）以降の日となりますのでご注意ください。
- 食物アレルギー等については、毎年度、書類を提出してください。
- 「学校給食申込書」、「学校給食申込変更・終了届」、「学校給食欠食届」は学校で配付するほか、市のウェブサイトからもダウンロードできます。

4 給食費を調整する場合と納付額の調整方法について

【給食費を調整する場合】

（1）長期欠食する（事前に給食実施日において5日以上連続する欠食がわかっている）場合

欠食とは給食を停止できたことを言います。給食の停止は、「学校給食欠食届（以下「欠食届」）」を学校が受理した日の2日後（土曜日、日曜日又は祝日等（以下「休日等」）を除く）以降の日から成立し、調整の対象となるのは、給食実施日において、5日以上（休日等を除く）連続する欠食（給食停止）が成立する場合です。

欠食（給食停止）初日の3日前（休日等を除く）まで（遅くとも2日前（休日等を除く）まで）に欠食届を学校へご提出ください。なお、すぐに欠食届を提出できない場合は、学校へ連絡後、速やかにご提出ください。5日以上連続する欠食（給食停止）でも、欠食届が提出されないと調整の対象とはなりません。

また、2か月以上連続して欠食する事情がある場合は、学校へご相談ください。

（例）風邪等で5日連続することがわかっている欠席であっても、欠席した初日に学校へ連絡した場合、給食を停止できる日は、連絡のあった日の2日後からの3日のみとなるため、調整の対象とはなりません。

※4ページ『5 給食費に関するQ&A』Q2を参照

(2) 学級閉鎖等の場合

複数日にわたる学級閉鎖等の場合は、学級閉鎖等を決定した日（決定した日が休日等の場合は次の平日）の2日後(休日等を除く)以降の給食費を調整の対象とします。この場合は、保護者の皆さまのお手続きは必要ありません。

(3) 食物アレルギーや乳糖不耐症等（以下「アレルギー等」）の場合

アレルギー等により給食の一部の欠食をしている場合は、米飯、パン、麺（個包装）、牛乳の4品目を調整の対象とします。学校へ相談のうえ、「学校給食における食物アレルギー等対応申請書」、「医師の証明書」等を学校へ提出してください。

【上記理由による納付額の調整方法】

① 長期間の欠食及び学級閉鎖等の場合 ⇒ 1食あたりの給食費×調整対象日数

② アレルギー等による各主食3品目（米飯、パン、麺(個包装)）の欠食 ⇒ 品目単価×調整対象日数

①、②で計算した金額を3月の納付額で調整しますので、原則、返金することはありません。ただし、3月の納付額で調整できず、お返しする給食費が発生した場合には、ご登録いただいている振替口座へ返金します。
※牛乳を欠食する場合の調整は2ページ『2 給食費について』を参照

5 給食費に関するQ&A

Q1 口座振替の手続きは必ずしないといけないのか。

A1 中学部・高等部の方は、原則、口座振替により給食費を納付いただきますので、必ず手続きをしてください。ただし、1ページに記載の「口座振替ができる金融機関」で口座を開設することができない等、特別な事情により手続きできない場合には、各務原市が発行する納付書により、市が指定した金融機関等で納付いただくこととなります（学校に直接支払うことはできません。）

Q2 長期欠食（事前に給食実施日において5日以上連続する欠食がわかっている）の具体例を教えてください。

A2 (例) 9/14～9/18まで（連続する5日）欠席するため、給食を停止したい。

【A】欠席初日の3日前（休日等を除く）（9/9）までに申請：給食停止が5日以上 ⇒ 調整の対象

【B】欠席初日（9/14）に申請：給食停止が5日未満 ⇒ 調整の対象外

	9/9 (水)	9/10 (木)	9/11 (金)	9/12 (土)	9/13 (日)	9/14 (月)	9/15 (火)	9/16 (水)	9/17 (木)	9/18 (金)
						停止希望日（5日間）				
A	申請日 給食停止 の3日前	給食停止 の2日前	給食停止 の1日前			給食停止 1日目	給食停止 2日目	給食停止 3日目	給食停止 4日目	給食停止 5日目
調整可否						○	○	○	○	○
B						申請日 給食停止 の2日前	給食停止 の1日前	給食停止 1日目	給食停止 2日目	給食停止 3日目
調整可否						×	×	×	×	×

Q3 給食費を滞納した場合はどうなるのか。

A3 市からの支払催告や納付相談等に応じていただかず、滞納状況を解消できる見込みがないと判断した場合には、市が裁判所に対し、支払督促の申し立てを行うなど、法的措置を含めて厳正に対処させていただきます。「児童手当に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」へ署名（任意）していただくとともに、納付が困難な場合は、お早めに学校教育課へご相談ください。

— 学校給食費に関するお問い合わせ先 —

 各務原市教育委員会 学校教育課 TEL：058-383-1798

URL：<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/kodomo/gakkou/1014446.html>

▶ 給食費に関するQ&A等掲載

(二次元コードはこちら)

